

O 1 . 2 3

相互主義に基づく権利能力

1. 相互主義一般

在外外国人の国籍国において、日本国民に対し、その国民と同一の条件により、特許権等の権利の享有を認める場合、すなわち、（1）その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき、（2）その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているときは、相互主義の原則に基づき、その外国人の権利能力が認められる（特25条1号、2号<sup>※1</sup>）。

実務上、相互主義についての証明書は、一事件についてその旨の証明があつた場合、以後同一国については証明書の提出は要しない。ただし、相手国の意思が変更されるようなことがあつた場合については、その都度、証明書を求める（特施規7条2号<sup>※2</sup>、特登令30条1項2号<sup>※3</sup>）。

2. 相互主義が適用される国又は領域

国 名	出願番号	証明書提出日	適 用
英國領ターカス諸島 カイコス諸島	特願昭60 -200408	昭和61年 7月15日	特
	商願2018 -119602	令和元年 6月27日	商
エチオピア	商願2005 -084161	平成17年 12月21日	商
クック諸島	特願2016 -516242	平成29年 9月28日	特

3. 外務省回答昭和58年6月17日附国専第116号により相互主義が確認された英國の領域

アンギラ  
バーミューダ  
バージン諸島  
フォークランド  
ケイマン  
モンセラト

セントヘレナ

(注) 条約により権利能力が認められている国又は領域については 2. 及び 3. の表から除外してある。

(改訂令和3・48・4)

※<sup>1</sup> 特 25 条 1 号、2 号：実 2 条の 5 第 3 項、意 68 条 3 項、商 77 条 3 項において準用

※<sup>2</sup> 特施規 7 条 2 号：実施規 23 条 1 項、意施規 19 条 1 項、商施規 22 条 1 項において準用

※<sup>3</sup> 特登令 30 条 1 項 2 号：実登令 7 条、意登令 7 条、商登令 10 条において準用

04. 04

## その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済について

### 1. その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済規定

特許法等においては、次に掲げる手続に関し、「その責めに帰することができない理由」による期間徒過後の救済規定が設けられている。

(注) 特例法第5条第4項の「その責めに帰することができない事由」の申出については「電子情報処理組織による特定通知等の到達について」(→130.02「4.」)を参照。

- (1) 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（特30条4項<sup>\*1</sup>、意4条4項）
- (2) パリ条約による優先権主張に係る優先権証明書類等の提出（特43条8項<sup>\*2</sup>）
- (3) 特許出願の分割（特44条7項<sup>\*1</sup>）
- (4) 実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更（特46条5項）
- (5) 実用新案登録に基づく特許出願（特46条の2第3項）
- (6) 特許権の存続期間の延長登録出願（特67条の2第3項括弧書、特67条の5第3項（改正前特67条の2第3項<sup>注1</sup>）、特施令3条ただし書（改正前特施令3条ただし書<sup>注1</sup>））
- (7) 特許法第67条の6第1項（改正前特67条の2の2第1項<sup>注1</sup>）の規定による書面の提出（特67条の6第4項（改正前特67条の2の2第4項<sup>注1</sup>））
- (8) 特許（登録）料の納付（特108条4項、実32条4項、意43条4項、商41条4項、41条の2第4項、65条の8第5項）
- (9) 既納の特許（登録）料の返還請求（特111条3項<sup>\*3</sup>、実34条3項、商42条3項、商65条の10第3項）
- (10) 割増特許（登録）料の免除（特112条2項、実33条2項、意44条2項、商43条1項から3項）
- (11) 拒絶査定不服審判の請求（特121条2項、意46条2項、商44条2項）
- (12) 再審の請求（特173条2項<sup>\*4</sup>）
- (13) 出願審査の請求の手数料又は過誤納の手数料の返還請求（特195条13項<sup>\*5</sup>、実54条の2第12項、意67条9項、商76条9項）
- (14) 実用新案登録の明細書等の訂正（実14条の2第6項）
- (15) 実用新案登録無効審判請求の取下げ（実39条の2第5項）
- (16) 参加申請手数料の返還に係る参加申請の取下げ（実54条の2第6項）
- (17) 補正却下決定不服審判の請求（意47条2項において準用する意46条2項、商45条2項において準用する商44条2項）

- (18) 意匠法第60条の6第1項の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願（以下「国際意匠登録出願」という。）に係る個別指定手数料の返還請求（意60条の22第3項）
- (19) 商標出願時の特例の規定による証明書の提出（商9条4項）
- (20) 国際登録の取消し後の商標登録出願（商68条の32第6項）
- (21) マドリッド協定議定書の廃棄後の商標登録出願（商68条の33第2項で準用する商68条の32第6項）
- (22) 国際特許出願における発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（特施規38条の6の3<sup>※6</sup>）
- (23) 国際特許出願又は特許法第184条の20第1項の申出をする場合におけるパリ条約による優先権主張に係る優先権証明書類等の提出（特施規38条の14第1項<sup>※7</sup>）
- (24) 国際意匠登録出願における意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（意施規1条の2）
- (25) 回復手数料の免除（特別表第11号中欄括弧書、実別表第7号中欄括弧書、意別表第3号中欄括弧書、商別表第5号中欄括弧書）（→04. 05「1.」、「5.」）

なお、特許法等においては、「その責めに帰することができない理由」による期間徒過後の救済規定のほかに、「故意によるものでないこと」による期間徒過後の救済規定が設けられている（→04. 05）。

## 2. 救済されるための要件

救済が認められるためには、以下の二つの要件が満たされていることが必要である。

- (1) 手続をすることができる期間（以下「所定の期間」という。）内に手続をすることができなかつたことについて、出願人、権利者、申請者又はその代理人（以下「出願人等」という。）の「責めに帰することができない理由」があること
- (2) 所定の期間内にすることことができなかつた手続を救済手続期間内にすること  
なお、上記（1）の「出願人等の責めに帰することができない理由」とは、「天災地変のような客観的な理由にもとづいて手続をすることができない場合」<sup>注2</sup>のほか、「通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由」<sup>注3</sup>をいうものと解されている。

## 3. 救済を受けるための手続

### (1) 救済手続期間

ア. 上記1. (1)、(3)から(5)まで、(8)、(9)、(11)から(21)まで及び(23)の手続の場合

その責めに帰することができない理由がなくなった日から14日（在外者にあっては、2月）以内で所定の期間の経過後6月以内である（特30条4項<sup>※1</sup>、44条7項<sup>※1</sup>、46条5項、46条の2第3項、108条4項、111条3項<sup>※3</sup>、121条2項、173条2項<sup>※4</sup>、195条13項<sup>※</sup>

<sup>5</sup>、実14条の2第6項、32条4項、34条3項、39条の2第5項、54条の2第6項、12項、意4条4項、43条4項、46条2項<sup>※8</sup>、60条の22第3項、67条9項、商9条4項、41条4項、41条の2第4項、42条3項、44条2項<sup>※9</sup>、65条の8第5項、65条の10第3項、68条の32第6項<sup>※10</sup>、76条9項、特施規38条の14第1項)。

イ. 上記1. (2) の手続の場合

パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書類等を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出することができなかった場合、その者が当該書類を入手した日から1月（在外者にあっては2月）以内である（特施規27条の3の3第6項1号<sup>※11</sup>、商施規7条の2第3項1号）。

上記以外の場合、パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書類等又は特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができなかった理由がなくなった日から14日（在外者にあっては2月）以内で所定の期間の経過後6月以内である（特施規27条の3の3第6項2号<sup>※11</sup>、商施規7条の2第3項2号）。

ウ. 上記1. (6) の手続の場合

特許権の存続期間の延長登録出願の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなった日から14日（在外者にあっては、2月）を経過する日までの期間（特許法第67条第2項の延長登録出願においては設定登録の日、特許法第67条第4項の延長登録出願においては特許法施行令第2条（改正前特許法施行令第2条<sup>注1</sup>）に規定する処分を受けた日からその理由がなくなった日までの期間が9月を超えるときは、9月）である（特67条の2第3項括弧書、特67条の5第3項（改正前特67条の2第3項<sup>注1</sup>）、特施令3条ただし書（改正前特施令3条ただし書<sup>注1</sup>））。

エ. 上記1. (7) の手続の場合

特許法第67条の6第1項（改正前特許法第67条の2の2第1項<sup>注1</sup>）の規定による書面の提出は、その責めに帰することができない理由がなくなった日から14日（在外者にあっては、1月）以内で同条第1項に規定する日（特許権の存続期間の満了前6月の前日）の後2月以内である（特第67条の6第4項（改正前特67条の2の2第4項<sup>注1</sup>））。

オ. 上記1. (10) の手続の場合

次に掲げる「a. 特許（登録）料の納付の期間又は納付の猶予の期間」の経過後6月以内又は「b. 故意によるものでないことによる期間（徒過後の救済期間）」内である（特112条2項、実33条2項、意44条2項、商43条1項から3項）。

a. 特許（登録）料の納付の期間又は納付の猶予の期間

i) 特許法第108条第2項に規定する期間

ii) 特許法第109条又は第109条の2に規定する納付の猶予後の期間

- iii) 実用新案法第32条第2項に規定する期間
  - iv) 実用新案法第32条の2に規定する納付の猶予後の期間
  - v) 意匠法第43条第2項に規定する期間
  - vi) 商標法第20条第2項、第41条の2第5項又は第8項に規定する期間
- b. 故意によるものでないことによる期間徒過後の救済期間
- i) 特許法第112条の2第1項（特施規69条の2第1項）に規定する期間
  - ii) 実用新案法第33条の2第1項に規定する期間
  - iii) 意匠法第44条の2第1項に規定する期間
  - iv) 商標法第21条第1項（商施規10条3項）又は第41条の3第1項（商施規18条の2第1項）に規定する期間
- カ. 上記1. (22) の手続の場合
- 国際特許出願における発明の新規性喪失の例外適用を受ける際の証明書提出の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなった日から14日（在外者にあっては、2月）を経過する日までの期間（当該期間が国内処理基準時の属する日後7月を超えるときは、7月）である（特184条の14、特施規38条の6の3<sup>※6</sup>）。
- キ. 上記1. (24) の手続の場合
- 国際意匠登録出願における意匠の新規性喪失の例外規定を受ける際の証明書提出の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなった日から14日（在外者にあっては、2月）を経過する日までの期間（当該期間が国際公表があった日後7月を超えるときは、7月）である（意60条の7第1項、意施規1条の2）。
- ク. 上記1. (25) の手続の場合
- 回復手数料の免除の場合は、故意によるものでないことによる期間徒過後の救済期間内（→04. 05「3.」）
- なお、上記ア. からク. までの救済手続期間は、延長することができず、附加期間を定めることもできない。

## （2）手続の方法

上記（1）の救済手続期間内に、所定の期間を徒過した手続を行う。その際、上申書又は手続書面に設けた【その他】欄（以下「上申書等」という。）において、当該手続をすることができなかつた理由が「出願人等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類<sup>注4</sup>を提出しなければならない。ただし、その記載した事実を裏付ける証拠書類は、特許庁長官がその添付の必要がないと認めるときは、添付を要さない。

### ア. 上記（1）イ. の手続の場合

パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書類等を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延

により、提出することができなかった場合については、方式審査便覧 28. 21 「優先権証明書類等発行事務の遅延による提出期間超過に関する取扱い」により手続をする。

#### イ. 上記（1）オ. の手続の免除

割増特許（登録）料の免除の手続の場合については、上申書等は特許（登録）料納付書の提出と同時に提出しなければならず（特施規 69 条 4 項、実施規 21 条 3 項、意施規 18 条 3 項、商施規 18 条 8 項）、証拠書類は上記手続をした日から 2 月以内に提出しなければならない（特施規 69 条 5 項、実施規 21 条 4 項、意施規 18 条 4 項、商施規 18 条 9 項）。

#### ウ. 上記 1. (25) の手続の場合

回復手数料の免除の手続の場合については、上申書等は回復理由書の提出と同時に提出しなければならず（特施規 25 条の 7 第 8 項、27 条の 4 の 2 第 6 項<sup>※12</sup>、31 条の 2 第 7 項、38 条の 2 第 5 項<sup>※13</sup>、38 条の 6 の 2 第 6 項<sup>※14</sup>、38 条の 14 第 5 項<sup>※15</sup>、69 条の 2 第 4 項、実施規 21 条の 4 第 3 項、意施規 18 条の 6 第 3 項、商施規 2 条 12 項、10 条 6 項、18 条の 2 第 4 項、20 条 5 項）、証拠書類は上記手続をした日から 2 月以内に提出しなければならない（特施規 25 条の 7 第 9 項、27 条の 4 の 2 第 7 項<sup>※12</sup>、31 条の 2 第 8 項、38 条の 2 第 6 項<sup>※13</sup>、38 条の 6 の 2 第 7 項<sup>※14</sup>、38 条の 14 第 6 項<sup>※15</sup>、69 条の 2 第 5 項、実施規 21 条の 4 第 4 項、意施規 18 条の 6 第 4 項、商施規 2 条 13 項、10 条 7 項、18 条の 2 第 5 項、20 条 6 項）。

### 4. 救済の認否の判断

期間超過後の手続が要件を満たすものか否かの判断は、上申書等の記載に基づき、特許庁長官又は審判長により行われる。

#### （1）救済が認められる場合

上申書等の記載に基づき、救済の要件を満たすものと判断した場合には、期間超過後の手続は許容され、手続をした者に対し、救済が認められた旨の通知書が送付される。ただし、1. (10) の割増特許（登録）料の免除の場合は、年金領収書（割増特許（登録）料を免除した額面のもの）の送付をもって通知書に代える。

#### （2）救済が認められない場合

上申書等の記載に基づき、救済の要件を満たさないと判断した場合には、手続をした者に対し、期間超過後の手続について、救済の要件を満たさないと判断した理由を記載した却下理由通知<sup>注5</sup>が送付され、弁明する機会が与えられる。特許庁長官は、当該弁明を踏まえて、救済の認否を判断し、救済が認められないと判断したときは、期間超過後の手続について出願却下又は手続却下<sup>注5</sup>する。ただし、1. (10) の割増特許（登録）料の免除の場合は年金補充指令を送付することで、不足額の補充及び弁明の機会が与えられる。特許庁長官は、当該弁明を踏まえて、救済の認否を判断し、救済が認められないと判断したときは、特許（登録）料納付書を手続却下する（ただ

し、不足額が納付されているときは年金領収書（割増特許（登録）料を含む額面のもの）を送付する）。1.（11）の拒絶査定不服審判の請求及び1.（17）の補正却下決定不服審判の請求については、却下理由通知が送付されることなく、審決をもって却下される（特135条<sup>※16</sup>）。また、1.（20）の国際登録の取消し後の商標登録出願及び1.（21）のマドリッド協定議定書の廃棄後の商標登録出願については、当該出願は却下されないが、拒絶の理由が通知される（商68条の34第1項）。また、1.（25）の回復手数料の免除においては、回復の理由が故意によるものでないと認められる場合であって、その責めに帰することができない理由がないと認められるときは、回復理由書に手続補正指令を送付することで、手数料の補正又はその責めに帰することができない理由を補足する機会が与えられる。特許庁長官は、当該補足を踏まえても、その責めに帰することができない理由がないと認められ、かつ手数料の補正がないときは救済が認められないとして、手続を却下する。（ただし、手数料の補正がされているときは、故意によるものでないと認められた旨の通知書を送付する。）

（改訂令和~~6・18・4~~）

<sup>※1</sup> 特30条4項、特44条7項：実11条1項において準用

<sup>※2</sup> 特43条8項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用）、特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用）、実11条1項、意15条1項、60条の10第2項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用

<sup>注1</sup> 令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）附則第2条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。

<sup>※3</sup> 特111条3項：意45条において準用

<sup>※4</sup> 特173条2項：実45条1項、意58条1項、商61条において準用

<sup>※5</sup> 特195条13項：国際出願法18条3項、国際出願法施規82条2項において準用

<sup>※6</sup> 特施規38条の6の3：実施規23条4項において準用

<sup>※7</sup> 特施規38条の14第1項：実施規23条7項において準用

<sup>注2</sup> 例えば、「大地震、洪水、豪雨、台風、火災等の災害等」、「公共インフラ、通信等の障害等」が該当する。

特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説」特121条〔字句の解釈〕参照

<sup>注3</sup> 平成22年9月22日知的財産高等裁判所判決、平成22年（行コ）第10002号

<sup>※8</sup> 意46条2項：意47条2項において準用

<sup>※9</sup> 商44条2項：商45条2項において準用

<sup>※10</sup> 商68条の32第6項：商68条の33第2項において準用

<sup>※11</sup> 特施規27条の3の3第6項：実施規23条2項、意施規2条の2第12項及び19条3項において準用

---

注<sup>4</sup> 証拠書類の例としては、災害に係るり災證明書等の公的な證明書又は疾病等に係る診斷書等の当事者以外の第三者が證明した書類がある。

※<sup>12</sup> 特施規27条の4の2第6項、7項：特施規27条の4の2第9項（実施規23条2項、意施規2条の2第12項及び第19条3項において準用）、実施規23条2項、意施規2条の2第12項及び19条3項において準用

※<sup>13</sup> 特施規38条の2第5項、6項：実施規23条3項において準用

※<sup>14</sup> 特施規38条の6の2第6項、7項：実施規23条4項において準用

※<sup>15</sup> 特施規38条の14第5項、6項：特施規38条の14第8項、実施規23条7項において準用

注<sup>5</sup> 国際出願法又は国際出願法施行規則において準用する特許法第195条第13項の規定による過誤納返還請求の場合は、却下理由通知及び手続却下の処分書は送付されないが、これらに相当する通知書が送付される。

※<sup>16</sup> 特135条：実41条、意52条、商56条1項において準用

0 5 . 1 2

## 出願人が死亡した場合の取扱い

査定の謄本、その他の通知書を出願人に送付したところ「受取人死亡」の理由により、その郵便物が特許庁に返送された場合には、その出願書類に表示されている住所又は居所の区、市、町又は村長宛に当該出願人の戸籍謄本の送付方を依頼し、相続人が判明したときは、相続人に特許法第23条第1項<sup>\*1</sup>の規定により受継を命ずる。

ただし、相続人が不明な場合には、当該出願について家庭裁判所が民法第952条第2項においての規定するに基づく6月間（相続人である旨の申出期間）の相続人捜索の公告をすることとなる。

上記公告期間中に相続人からの申出がない場合は、特許法第76条<sup>\*2</sup>の規定を類推解釈により特許を受ける権利の消滅として取り扱い、出願を取り下げたものとみなし、爾後の処理をすることとする。

（改訂令和6・1-8・4）

---

\*<sup>1</sup> 特23条1項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）において準用

\*<sup>2</sup> 特76条：実26条、意36条、商35条において準用

## 出願人名義変更の届出後に、拒絶理由通知又は査定の謄本が旧名義人宛に発送された場合の取扱い

出願人名義変更（→45.20～45.25）の届出後に、拒絶理由通知又は査定の謄本が旧名義人宛に発送された場合は、職権取消通知の手続を行った後、承継人に対して再送する。

ただし、承継人が旧名義人宛に行われた通知又は送達に対応する手続（拒絶理由通知に応答する意見書若しくは手続補正書の提出、拒絶査定不服審判の請求又は特許（登録）査定に対する特許（登録）料の納付）を行った場合は、上記に関わらず承継人に対して手続を続行する。

### （説明）

特許法第21条<sup>※1</sup>には、「特許庁長官又は審判長は、特許庁に事件が係属している場合において、特許権その他特許に関する権利の移転があったときは、特許権その他特許に関する権利の承継人に対し、その事件に関する手続を続行することができる。」と規定し、出願人名義変更の届出の後における手続の追行について、旧名義人に行わせるかあるいは承継人に行わせるかを特許庁長官又は審判長の裁量権とし、旧名義人宛に行った手続は、それを理由に欠陥のある手続には当たらず、同法第20条<sup>※1</sup>において、「特許権その他特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権その他特許に関する承継人にも及ぶものとする。」と規定して、旧名義人宛に行った手続であってもその効力は、承継人にも及ぶこととしている。

また、出願人名義変更の届出後に旧名義人宛に行った手続効力に関する裁判例においても、「特許出願後、特許を受ける権利の特定承継は、特許庁長官への届出が効力発生要件であるが、出願審査の手続をこの承継人に引き継がせるか否かは立法政策の問題であり（いわゆる当事者恒定主義と訴訟承継主義の採否のごとく）、特許法第21条<sup>※1</sup>は、基本的に承継主義の立場を採用し、特許庁長官又は審判長は裁量により権利の承継人に手続を引き継がせるか否かを決定し得るものとしているのであるから、長官は権利の承継人に対して手続を続行せず、従前の権利者に対して特許査定を送達しても、この送達には何らの手続上の欠陥はなく、右送達により効力が生じ、その効力は承継人に及ぶことは明らかである。」（昭和62年5月7日東高民六判・昭和60年（行ケ）18-4号）のように判示している。

しかしながら、出願人名義変更の届出後の手続は、その承継人に対して続行させる運用をとっており、手続者においても当然のごとくこの運用に対応しているところ、旧名義人宛に行った手続が法的には有効であっても、旧名義人による怠

りがあった場合における承継人が受ける不利益を考慮すると、承継人が了知し得ない状況で手続を進行させることは、承継人にとって極めて酷な事態も想定される。

したがって、本文のとおり取り扱うこととする。

(改訂平成28・4令和8・4)

---

※<sup>1</sup> 特20条、21条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用

0 7 . 6 3

## 地域未来投資促進法の規定による 手数料等の軽減について（商）

### 1. 軽減の要件と内容

地域未来投資促進法第18条に規定する承認地域経済牽引事業<sup>注1</sup>に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業<sup>注1</sup>の承認地域経済牽引事業者<sup>注2</sup>であって、商標法第7条の2第1項に規定する組合等<sup>注3</sup>又は地域未来投資促進法第23条第1項及び第2項に基づき商標法第7条の2第1項に規定する「組合等」<sup>注3</sup>とみなされた一般社団法人である場合には、承認地域経済牽引事業計画<sup>注4</sup>の計画期間内に限り、商標登録出願の手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減される（地域未来投資促進法24条1項、2項、地域未来投資促進法施行令3-4条2項、4-5条2項）。

### 2. 申請書に添付する証明書

軽減に係る申請書に添付すべき書類は、「表」の右欄に掲げるものである（地域未来投資促進法施行令3-4条1項、4-5条1項）。

「表」

要件	証明書
ア. 承認地域経済牽引事業者 <sup>注2</sup> であること	・承認地域経済牽引事業計画 <sup>注4</sup> の写し（地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し及び地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し）
イ. 申請に係る地域団体商標の商標登録について承認地域経済牽引事業 <sup>注1</sup> に係る商品又は役務に係るものであること	・申請に係る地域団体商標の商標登録について、承認地域経済牽引事業 <sup>注1</sup> に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面
ウ. 承認地域経済牽引事業計画 <sup>注4</sup> の計画期間内に出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請がされたものであること	

（改訂令和3-4-8-4）

<sup>注1</sup> 承認地域経済牽引事業とは、地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の承認

---

に係る地域経済牽引事業計画（同法第14条第1項の規定による変更の承認があつたときはその変更後のもの）に従って行われる地域経済牽引事業（地域未来投資促進法2条1項）をいう（地域未来投資促進法13条1項、14条2項、18条）

注<sup>2</sup> 承認地域経済牽引事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう（地域未来投資促進法13条1項、14条1項）。

注<sup>3</sup> 商標法7条の2第1項に規定する組合等については「01. 63」を参照。

注<sup>4</sup> 承認地域経済牽引事業計画とは、地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の承認に係る地域経済牽引事業計画であり、同法第14条第1項の規定による変更の承認があつたときはその変更後のものをいう（地域未来投資促進法第14条第2項）。

## 1 4 . 1 0

### 本人確認できる印の取扱い

#### 1. 押印が必要な手続

以下（1）及び（2）に掲げる手続においては、申請書又は申請書に添付する権利の承継若しくは登録の原因を証明する書面等（以下「添付の証明書類」という。）に本人確認ができる印を押さなければならない。

（1）申請書に提出者又は登録名義人の押印を要する手続（代理人により申請する場合を除く。）

- ア. 氏名（名称）変更届（特例施規4条2項、現金手続省令3条2項）
- イ. 住所（居所）変更届（特例施規4条2項、現金手続省令3条2項）
- ウ. 登録名義人等の表示変更（更正）登録申請（特登施規10条4項<sup>※1</sup>、特登施規様式第9備考4）

（2）添付の証明書類に譲渡人等の押印を要する手続<sup>注1</sup>

- ア. 出願人名義変更届（特施規12条<sup>※2</sup>、特施規様式第18備考19及び20、商施規様式第11備考17及び18）
- イ. 特定承継による特許権等の移転登録申請（特登令29条3項<sup>※3</sup>、特登施規10条1項<sup>※1</sup>、特登施規様式第7備考15）
- ウ. 特許法第74条第1項の規定による請求に基づく特許権移転登録申請（特登施規10条2項<sup>※1</sup>、特登施規様式第7の2備考2）
- エ. 一般承継による特許権等の移転登録申請（特登施規10条3項<sup>※1</sup>、特登施規様式第8備考3）
- オ. 専用実施（使用）権設定（変更）登録申請（特登令29条3項<sup>※3</sup>、特登施規10条5項<sup>※1</sup>、特登施規様式第10備考5、商登施規4条3項、商登施規様式第8備考）
- カ. 仮専用実施権設定（変更）登録申請（特登令29条3項<sup>※3</sup>、特登施規10条6項<sup>※1</sup>、特登施規様式第11備考8）

キ. 質権設定（変更）登録申請（特登令29条3項<sup>※3</sup>、特登施規10条7項<sup>※1</sup>、特登施規様式第12備考9）

ク. 実用新案権抹消登録申請（実登令7条において準用する特登令29条3項、実登施規2条の3、実登施規様式第6備考15）

ケ. 商標権分割登録申請（商登施規4条1項、商登施規様式第6備考17）

コ. 商標権分割移転登録申請（商登令10条において準用する特登令29条3項、商登施規4条2項、商登施規様式第7備考6）

サ. 通常使用権設定（変更）登録申請（商登令10条において準用する特登令29条3項、商登施規4条3項、商登施規様式第8備考10）

#### 2. 命令に基づく本人確認ができる印及びその証明

（1）本人確認できる印

命令に基づく本人確認できる印は、具体的には以下ア. 又はイ. の印鑑を使用するものとする。

ア. 実印（法人の場合は登記所に登録済みの印鑑、個人の場合は市区町村に登録済みの印鑑。）

イ. 実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印（特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を（2）イ. により証明された又は証明することができる印鑑。）

（2）本人確認できる印であることの証明

申請書又は添付の証明書類に押された印については、各手続を行う代理人（代理人によらない手続の場合は、手続者本人）の宣誓により、使用した印鑑が、本人確認ができるものであることを確認できた場合は、上記（1）で定める印が押されたものと認める。ただし、当該宣誓内容や使用された印鑑に合理的疑義がある場合は、以下ア. 又はイ. に記載する印鑑を証明する証明書等（以下「印鑑証明書等」という。）の提出等、追加の本人確認措置を求める。

なお、本人確認できる印であることの証明は、上記宣誓によらず、以下ア. 又はイ. に記載の印鑑証明書等の提出による場合も認める。

ア. （1）ア.（実印）の場合

印鑑証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。作成後3箇月以内のもの。（以下同じ。））

イ. （1）イ.（実印により証明された又は証明することができる法人の代表者印）の場合

実印による証明書（代表者印を押印し、特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を、証明する日、法人の住所、名称及び代表者名を記載し、さらに実印を押印し証明するもの。）及び実印の印鑑証明書

（新規令和7・4改訂令和8・4）

※<sup>1</sup> 特登施規10条：実登施規3条3項（第6項を除く）、意登施規6条3項（第6項を除く）、商登施規17条3項（第2項、5項及び6項を除く）において準用

※<sup>2</sup> 特施規12条：実施規23条1項、意施規19条1項において準用

※<sup>3</sup> 特登令29条：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用

注<sup>1</sup> 1.（2）イ.、オ.～ク.、コ.及びサ.の手続において、登録の原因について第三者の許可、認可、同意又は承諾を要する場合であって、申請書にその第三者が記

---

名し、印を押したときは、第三者の許可等を証明する書面を添附することを要しない  
(特登令 29 条 3 項<sup>※3</sup>)。

## 1 4 . 2 0

## 署名

## 1. 契約を証明する書面における日本人の署名

日本人<sup>注1</sup>と法を異にする地に在る者の間で締結した契約<sup>注1</sup>の方式については、法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号）第10条第4項において、申込みの通知を発した地の法又は承諾の通知を発した地の法のいずれかの地の法に適合する契約の方式は有効である旨規定されていることから、契約を証明する書面を日本人又は日本法人の代表者が押印によらず署名のみで作成した場合であっても、その署名は有効である。

## 2. 外国人の署名

外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ關スル法律（明治32年法律第50号）第1条第1項に法令の規定により署名、捺印すべき場合において、外国人は署名することをもって足りる旨、同条第2項に捺印のみをなすべき場合において、外国人は署名をもって捺印に代えることができる旨規定されていることから、外国人については、押印に代えて、署名をすれば足りる。

## 3. 署名の本人確認措置

署名を要する書面への署名については、各手続を行う代理人（代理人によらない手続の場合は、手続者本人）の宣誓により、記載された署名が署名者本人のものであることを確認できた場合は、本人確認がされた署名として認める。ただし、当該宣誓内容や署名に合理的疑義がある場合は、署名の本人確認をすることができる証明書の提出等、追加の本人確認措置を求める。

なお、本人確認ができる署名であることの証明は、上記宣誓によらず、署名証明書等の提出による場合も認める。

（改訂令和7・4・8・4）

<sup>注1</sup>日本に住む日本人に限る。

<sup>注1</sup>外国に住む日本人同士の間で締結される契約を含む。

## 不適法な出願書類等に係る手続の却下の取扱い

不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする（特18条の2第1項<sup>※1</sup>）。

また、却下しようとするときは、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない（特18条の2第2項<sup>※1</sup>）。

不適法な出願書類等に係る手続の却下については、次のとおり取り扱う。

なお、この取扱いに当たっては、下記事項に充分留意するものとする。

- (1) 基準の運用に当たっては、当該出願書類等を総合的に検討し客観的に手続者の合理的な意思を判断するよう努めるものとする。
- (2) 形式的には以下に掲げる却下事項に該当する場合であっても、個別具体的な事例においては、必要に応じた取扱いを行うことにより、関係法令の適正かつ妥当な運用を図るものとする。

### 1. 出願手続の却下

願書及びその添付書類が、次に掲げる事項に該当する場合には、特許法第18条の2第1項<sup>※1</sup>の規定により却下するものとする（特許法第38条の2第1項各号に該当するときは、同条第2項の規定により補完をすることができる旨を通知し、規定する期間内にその補完をしないときは、同条第8項の規定により却下するものとする。また、商標法第5条の2第1項各号に該当するときは、同条第2項の規定により補完をすべきことを命じ、指定された期間内にその補完をしないときは、同条第5項の規定により却下するものとする。）。

#### (共通事項)

- (1) いずれの種類の出願であるか不明な出願をしたとき。
- (2) 日本語で書かれていない書面をもって出願をしたとき（特許法施行規則等で認められる願書様式、特許法第36条の2第1項に規定する外国語書面及び外国語要約書面を除く。）。（特施規2条1項<sup>※2</sup>）
- (3) 在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して出願をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで出願（特許出願（分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く。）を除く。）をしたとき。（特8条1項<sup>※3</sup>、特施令1条1号<sup>※4</sup>、2号）
- (4) 原出願の出願人以外の者が、分割出願、変更出願若しくは補正却下後の新出願をしたとき、又は基礎とされた実用新案登録の実用新案権者以外の者が実用新案登録に基づく特許出願をしたとき（代理権が確認できる代理

人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)。※<sup>5</sup>

- (5) 分割出願、変更出願若しくは補正却下後の新出願において、原出願が共同出願の場合で、原出願の出願人全員で行っていないとき、又は実用新案登録に基づく特許出願において、基礎とされた実用新案権が共有に係る場合で、共有者全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。)。※<sup>5</sup>
- (6) 出願をすることができる時又は期間が特許法、実用新案法、意匠法又は商標法により定められている場合において、その時又は期間外に出願をしたとき※<sup>6</sup>（特許出願の分割においては特許法第44条第7項※<sup>7</sup>の規定が適用される場合、実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更においては同法第46条第5項の規定が適用される場合、実用新案登録に基づく特許出願においては同法第46条の2第3項の規定が適用される場合、特許権の存続期間の延長登録出願においては同法67条の2第3項括弧書又は特許法施行令第3条ただし書（改正前特許法施行令第3条ただし書<sup>注1)</sup>）の規定が適用される場合及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願においては商標法第65条の3第3項の規定が適用される場合を除く。)。

（特許出願）

- (7) 先の特許出願を参考すべき旨を主張する方法による特許出願（以下「先願参照出願」という。）をしようとする者が先の特許出願の出願時の特許出願人、出願後の承継人又は出願前の権利者でないとき。（特38条の3第1項）

- (8) 先願参照出願をしようとする旨を願書に記載して特許出願をする者が先の特許出願をした国若しくは国際機関の名称、先の特許出願の出願日又は出願番号を願書に記載して提出しないとき。（特38条の3第2項、特施規27条の10第1項）

- (9) 先願参照出願をした者が、特許出願の日から4月以内に、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに先の特許出願の認証謄本等又は先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合は日本語による翻訳文を提出しないとき。（特38条の3第3項、特施規27条の10第3項、4項）

（実用新案登録に基づく特許出願）

- (10) 実用新案権の設定の登録がなされていない実用新案登録出願又は実用新案権が消滅した実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき。（特46条の2第1項）

- (11) 実用新案登録に基づく特許出願の際に、実用新案権の放棄による登録の抹消の申請がなされていない又は当該申請が却下になった実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき。ただし、この場

合において、当該出願に対する却下の処分を行おうとする際に、実用新案権の放棄による登録の抹消の申請がなされているときは、却下の処分は行わない。(特46条の2第1項)

(特許権の存続期間の延長登録出願)

(12) 特許番号が記載されていない願書をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき(願書に添付された書面全体から特定できるときを除く。)。(特67条の2第1項2号、特67条の5第1項2号(改正前特67条の2第1項2号<sup>注1)</sup>))

(13) 特許法第67条第4項(改正前特許法第67条第2項<sup>注1)</sup>)の政令で定める処分の内容が記載されていない願書(延長の理由を記載した資料が添付されているときを除く。)をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき。(特67条の5第1項4号(改正前特67条の2第1項4号<sup>注1)</sup>))

(14) 特許法第67条第4項(改正前特許法第67条第2項<sup>注1)</sup>)の政令で定める処分(特施令2条)に該当しない処分が記載された願書(願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき。(特67条の5第1項4号(改正前特67条の2第1項4号<sup>注1)</sup>))

(実用新案登録出願)

(15) 明細書及び実用新案登録請求の範囲を添付しないで実用新案登録出願をしたとき。(実5条2項)

(16) 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受ける前に、実用新案法第10条第1項に規定する実用新案登録出願に変更する出願をしたとき。(経済安全保障推進法72条2項)

(意匠登録出願)

(17) 図面を添付しないで意匠登録出願をしたとき(意匠法第6条第2項により図面に代えて写真、ひな形又は見本を提出するときを除く。)。(意6条1項、2項)

(18) 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を記載しない書面をもって意匠登録出願をしたとき(願書に添付された書面全体から特定できるときを除く。)。(意6条1項3号)

(19) 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受ける前に、意匠法第13条第1項に規定する意匠登録出願に変更する出願をしたとき。(経済安全保障推進法72条2項)

(商標登録出願)

(20) 団体商標登録出願において、商標法第7条第1項に規定する「一般社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しない

ものを除く。) 又はこれらに相当する外国の法人」以外の者が出願をしたとき (願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)。(商7条1項)

(21) 地域団体商標登録出願において、商標法第7条の2第1項に規定する「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合 (法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人」(→01. 63) 以外の者 (個人、会社等) が出願をしたとき (願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)。(商7条の2第1項)

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願) (→35. 60)

(22) 防護標章登録の登録番号を記載しないで防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願をしたとき (願書に添付された書面全体から当該登録番号が特定できるときを除く。)。(商65条の3第1項2号)

## 2. 願書以外の出願書類の却下

願書以外の出願書類が、次に掲げる事項に該当する場合には、特許法第18条の2第1項<sup>\*1</sup>の規定により却下するものとする。

- (1) 提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続をしたとき。
- (2) 代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき (手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除く。)。
- (3) 出願人<sup>注2</sup>以外の者が手続をしたとき (代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合又は他人による出願審査請求等を除く。)。
- (4) 査定謄本の送達後又は出願却下<sup>\*8\*9</sup>の処分の謄本の送達後に、意見書、物件提出書、又は特徴記載書を提出したとき。
- (5) 特許法第18条の2第1項<sup>\*1</sup>の規定により却下された出願について手続をしたとき、出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下された後に手続をしたとき、又は出願について拒絶査定が確定 (審決の確定による場合を含む。) し、若しくは設定の登録がされた後に手続をしたとき (設定の登録後にした代理人選任等の届出、~~包括委任状の援用の制限の届出~~、情報の提供、受託番号の変更の届出、実用新案技術評価の請求及び秘密意匠期間の変更の請求を除く。)。
- (6) 手続却下<sup>\*8</sup>又は出願却下<sup>\*9</sup>の処分の謄本送達後 (同日含む。) に当該手続又は出願に対し手続補正書等を提出したとき (弁明等により手続却下の謄本の送達前の提出であることを証明した場合を除く。)。(→43. 21)
- (7) 外国語書面出願又は外国語特許出願のいずれでもない出願 (外国語書面出願又は外国語特許出願をもとにした日本語による分割出願を含む。)に誤

訳訂正書を提出したとき。(特36条の2、17条の2第2項、184条の4、184条の12第2項)

- (8) 一の手続をもって足りる手続(外国語書面出願の翻訳文(特36条の2第2項)、明細書等提出書(特38条の3第3項、特施規27条の10第5項)、出願審査請求書(特48条の3)等)が重ねて行われたとき。
- (9) 法定期間若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間(特許法第5条第3項<sup>※10</sup>の規定により期間の延長を請求することができる場合(→04.10)は、延長を請求することができる期間)満了後に延長を請求したとき。(特4条<sup>※11</sup>、5条<sup>※10</sup>、意17条の4<sup>※12</sup>)
- (10) 特許法第38条の2第3項又は第9項の規定により特許出願について補完をする場合において、同条第4項に規定する手続補完書を特許法施行規則第27条の7又は同規則第27条の9に規定する期間経過後に提出したとき。
- (11) 特許法第38条の2第4項に規定する手続補完書により同法第36条第2項の必要な図面のみが提出されたとき。
- (12) 先願参照出願をした者が、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに先の特許出願の認証謄本等及び先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合にあってはその日本語による翻訳文のいずれかを特許法施行規則第27条の10第3項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (13) 先願参照出願をした者が、特許法第38条の3第3項に規定する明細書等提出書で当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき必要な図面のみを提出したとき。
- (14) 特許法第38条の4第2項又は第9項の規定により明細書又は図面の一部の欠落を補完するために、特許法第38条の4第3項に規定する明細書等補完書を特許法施行規則第27条の11第1項又は第12項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (15) 明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第7項に規定する優先権主張基礎出願の写し又は同項に規定する優先権主張基礎出願の日本語による翻訳文を、同項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (16) 明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第4項に規定する意見書を同項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (17) 明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第10項に規定する期間経過後に特許法第38条の4第7項の規定による明細書等補完書の取下げをしたとき。
- (18) 発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための手続において、特許法第30条第3項<sup>※13</sup>(意4条3項)に規定する証明書を同項に規定す

る期間経過後に提出したとき（特許法第30条第4項※<sup>13</sup>（意4条4項）の規定が適用された場合を除く。）。

- (19) 外国語書面出願において、特許法第36条の2第2項に規定する翻訳文を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第36条の2第4項又は第6項の規定が適用され、同条第7項の規定により同条第2項に規定する期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。）。
- (20) 特許出願等に基づく優先権主張の手続において、特許法第41条第1項柱書き、同項第1号から第5号まで若しくは同条第4項に規定する要件を満たしていないとき。（→28. 12）（→28. 41）
- (21) パリ条約による優先権主張の手続において、特許法第43条第1項※<sup>14</sup>に規定する要件を満たしていないとき。（→28. 11）（→28. 12）
- (22) パリ条約による優先権主張の手続において、特許法第43条第2項※<sup>14</sup>に規定する優先権証明書類等を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第43条第7項又は第8項※<sup>14</sup>の規定が適用された場合を除く。）。
- (23) 分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願において、原出願で主張していない優先権の主張をしたとき（特許から実用新案への変更出願、実用新案から特許への変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願に対し、原出願の日から1月以内に優先権主張書を提出した場合を除く。）。
- (24) 出願審査の請求において、特許法第48条の3第1項及び第2項に規定する期間経過後に出願審査請求書を提出したとき（特許法第48条の3第5項が適用され、同条第6項の規定により同条第1項及び第7項で準用する第2項に規定する期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。）。
- (25) 特許権の存続期間の延長登録において、特許法第67条の6第1項（改正前特許法第67条の2の2第1項<sup>注1</sup>）の規定による書面を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第67条の6第4項（改正前特許法第67条の2の2第4項<sup>注1</sup>）の規定が適用された場合を除く。）。
- (26) 特許権の設定の登録を受けるための特許料の納付において、特許法施行規則第69条第1項（意施規18条1項、商施規18条1項）の規定による特許料納付書を特許法第108条第1項（意43条1項、商41条1項、41条の2第1項、65条の8第1項、2項）に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第108条4項（意43条4項、商41条3項、4項、41条の2第3項、4項、65条の8第4項、5項）の規定が適用された場合を除く。）。
- (27) 既納の特許料の返還において、特許法施行規則第76条（実施規21条の2、意施規18条の2、商施規18条の3）に規定する既納特許料返還請求書を特許法第111条第2項※<sup>15</sup>（実34条2項、商42条2項、65条の10第2項）に規定する期間経過後に請求したとき（特許法第111条第3項※<sup>15</sup>（実34条3項、商42条3項、65条の10第3項）の規

定が適用された場合を除く。)。

- (28) 外国語特許出願（外国語実用新案登録出願）において、特許法第184条の4第1項（実48条の4第1項）に規定する明細書の翻訳文並びに同法第184条の4第1項及び第2項（実48条の4第1項及び2項）に規定する請求の範囲の翻訳文を国内書面提出期間（国内書面提出期間の満了前2月から満了の日までに国内書面の提出があった場合は、翻訳文提出特例期間。以下同じ。）経過後に提出したとき（特許法第184条の4第4項（実48条の4第4項）の規定が適用され、同法第184条の4第5項（実48条の4第5項）の規定により国内書面提出期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。）。
- (29) 出願審査の請求の手数料（以下、「出願審査請求手数料」という。）又は過誤納の手数料の返還について、特許法施行規則第77条に規定する出願審査請求手数料返還請求書、同規則第78条（実施規21条の3、意施規18条の4、商施規18条の4）に規定する既納手数料返還請求書を特許法第195条第10項及び第12項<sup>\*16</sup>（実54条の2第11項、意67条8項、商76条8項）に規定する期間経過後に請求したとき（特許法195条第13項<sup>\*16</sup>（実54条の2第12項、意67条9項、商76条9項）の規定が適用された場合を除く。）。
- (30) 実用新案登録について、実用新案法施行規則第10条第2項に規定する実用新案法第14条の2第1項の訂正に係る訂正書を同法第14条の2第1項第1号又は第2号に規定する期間経過後に提出したとき（実用新案法第14条の2第5項、同条第6項の規定が適用された場合を除く。）。
- (31) 個別指定手数料の返還において、意匠法施行規則第18条の5に規定する個別指定手数料返還請求書を意匠法第60条の22第2項に規定する期間経過後に提出したとき（意匠法第60条の22第3項の規定が適用された場合を除く。）。
- (32) 商標出願時の特例規定の適用を受けるための手続において、商標法施行規則第6条の2で規定する出願時の特例証明書提出を商標法第9条第2項で規定する期間経過後に提出したとき（商標法第9条第3項、同条第4項の規定が適用された場合を除く。）。
- (33) 国際特許出願について発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための手続において、特許法第30条第3項<sup>\*13</sup>に規定する証明書を特許法施行規則第38条の6の3<sup>\*17</sup>に規定する期間経過後に提出したとき（特許法施行規則第38条の6の3ただし書きの規定が適用された場合を除く。）。
- (34) 国際特許出願又は特許法第184条の20第1項の申出をする場合におけるパリ条約による優先権主張の手続において、特許協力条約に基づく規則17.1(a)に規定する優先権書類として優先権証明書類等を特許法施行規則第38条の14第1項<sup>\*18</sup>に規定する期間経過後に提出したとき（特許法施行規則第38条の14第1項ただし書きの規定が適用された場合を除く。）。

- (35) 国際意匠登録出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続において、意匠法第60条の7第1項に規定する書面を意匠法施行規則第1条の2に規定する期間経過後に提出したとき（証明書については意匠法施行規則第1条の2ただし書きの規定が適用される場合を除く。）。
- (36) 実用新案法第6条の2の規定による補正を命じた場合において、その指定した期間の経過後に明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をしたとき。
- (37) 実用新案登録を無効にすべき旨の審決（実用新案法第41条において準用する特許法第125条ただし書に規定する特許法第123条第1項第7号（実用新案登録の後に権利享有できない者になったとき（実37条1項6号））に基づく無効に該当する場合を除く。）が確定した後に、実用新案技術評価の請求がなされたとき。（実12条2項）
- (38) 実用新案登録に基づく特許出願がされた後に、その基礎とされた実用新案登録に実用新案技術評価の請求がなされたとき。（実12条3項）
- (39) 意匠法第6条第2項の規定によるひな形又は見本を提出した日が、意匠登録出願を電子情報処理組織を使用して提出した日と同日でないとき。  
(特例施規19条、20条)
- (40) 手続が以下に該当するとき。
- ア. 手続補正書が次に該当するとき。
- a. 手続補正書（誤訳訂正書、手続補完書）に補正の内容（訂正の内容、補完の内容）の記載がないとき（補正方法（訂正方法）が「削除」のときを除く。）又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限る。）。
- b. 外国語書面出願において、翻訳文提出書の提出前に明細書、特許請求の範囲、図面又は要約書に係る補正をしたとき。
- c. 通常出願をした後、当該出願を分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願にすることを目的とする補正をしたとき。
- イ. 意見書に意見の内容の記載がないとき。
- ウ. 翻訳文提出書に翻訳文が添付されていないとき。
- エ. 物件の提出を目的とする手続（優先権証明書提出書等）に物件が添付されていないとき（援用により提出書面の省略がされた場合を除く。）。
- オ. 代表者選定届に何人が代表者となったかの記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。
- カ. 出願人名義変更届が、以下に該当するとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。
- a. 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき。
- b. 特許を受ける権利の帰属について訴訟が係属中であることを特許庁が知り得た後になされた手続であって、当該手続に係る者（出願人名

義変更届の譲渡人、出願取下書の出願人等）が判決又はこれと同一の効力を有する和解調書等により正当な出願人（正当に特許を受ける権利を承継している者）でないことが判明したとき。

c. 団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、商標法第7条第1項に規定する「一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人」以外の者であるとき。

d. 地域団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、商標法第7条の2第1項に規定する「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人」（→01.63）以外の者（個人、会社等）であるとき。

キ. 代理人受任の届出書に受任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。

ク. 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）の届出書に選任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。

~~ケ. 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき。~~

~~コケ.~~ 特徴記載書に意匠の特徴の記載がないとき。

~~サユ.~~ 手続補足書に添付すべき物件が添付されていないとき。

~~シサ.~~ 受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を証明する書面が添付されていないとき。

~~ヌシ.~~ 特許法第67条の6第1項（改正前特許法第67条の2の2第1項<sup>注1)</sup>）の書面に、特許番号又は特許法第67条第4項（改正前特許法第67条第2項<sup>注1)</sup>）の政令で定める处分の記載がないとき。

（41）手数料の補正のみをする手続補正書が、次に該当するとき。

ア. 予納を利用する場合

- a. 予納台帳番号が記載されていないとき。
- b. 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
- c. 予納台帳の残高が不足することにより、予納額から手数料の納付に充てることが全くできないとき。

## イ. 特許印紙により納付する場合

特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき。

## ウ. 現金（電子現金）により納付する場合

納付の事実が存在しない又は使用済み若しくは返還済みのとき。

## エ. 口座振替により納付する場合

a. 書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき。

b. 手続をする者（代理人によるときはその代理人）が手続補正書に記載した振替番号を付与された者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。

c. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき。

## オ. 指定立替納付者により納付する場合

a. 書面による手続補正書において指定立替納付者による納付の申出をしたとき（当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合を除く。）。

b. クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、手数料が納付されていないとき。

（42）意匠登録出願と同時でない又は設定登録料納付と同時でないときに意匠を秘密にすることの請求をしたとき。（意14条）

（43）共同で行わなければならない手続において、出願人全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。（特14条<sup>※3</sup>）

（44）出願公開の請求をする場合において、次に該当するとき。

ア. 出願公開請求書の提出以前に、出願公開されているとき。（特64条の2第1項1号）

イ. パリ条約による優先権等の主張を伴う出願でその優先権証明書類等が提出されていないとき。（特64条の2第1項2号）

ウ. 外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていないとき。（特64条の2第1項3号）

ただし、却下の処分を行おうとする際に、上記イ. の場合においては優先権証明書類等、上記ウ. の場合においては外国語書面の翻訳文が提出されているときは、却下の処分は行わない。

（45）出願審査請求手数料の返還請求をする場合において、次に該当するとき。

ア. 出願が放棄され又は取り下げられた日から6月を経過した後に返還請求をしたとき。（特195条10項）

イ. 出願審査請求手数料の納付に係る手続をした者以外の者が返還請求をしたとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。）。（特195条9項）

ウ. 出願審査請求手数料を完納していない事件について返還請求をしたとき。

エ. 審査の通知等に係る書類の到達後に出願の放棄又は取り下げがなされた事件について返還請求をしたとき。(特195条9項1号から4号まで)

(46) 回復理由書が次に該当するとき。

ア. 救済手続期間<sup>注3</sup>外に提出されたとき。(特施規25条の7第6項、27条の4の2第4項<sup>\*19</sup>、31条の2第5項、38条の2第3項<sup>\*20</sup>、38条の6の2第4項<sup>\*17</sup>、38条の14第3項<sup>\*21</sup>、69条の2第2項、実施規21条の4第1項、意施規18条の6第1項、商施規2条10項、10条4項、18条の2第2項、20条3項)

イ. 回復の理由の記載がされていないとき。

ウ. 所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものであると認められるとき。(特36条の2第6項、41条1項1号括弧書、43条の2第1項<sup>\*22</sup>、48条の3第5項<sup>\*23</sup>、112条の2第1項、184条の4第4項、184条の11第6項<sup>\*24</sup>、実8条1項1号括弧書、33条の2第1項、48条の4第4項、意44条の2第1項、商21条1項、41条の3第1項<sup>\*25</sup>、65条の3第3項、商附則3条3項<sup>\*26</sup>)

エ. 回復対象となる手続が提出されないとき。

オ. 回復対象となる手続をすることができる者以外の者が手続をしたとき。

(47) 出願審査請求手数料又は特許料の軽減又は免除を受けようとする場合(平成31年4月1日以降に出願審査の請求をした特許出願に限る。)において、審査請求料減免申請書又は特許料減免申請書が、出願審査請求書(特許法施行規則第11条第4項(同規則第11条の2第2項において準用する場合を含む。)の補正に係る手続補正書を提出する場合にあっては当該手続補正書。)又は特許料納付書の提出と同時に(特許料の免除を受ける者にあっては、特許法第108条第1項に規定する期間内(同条第4項の規定が適用された場合を除く。))に提出されていないとき。(特施規72条2項、73条2項)

(48) 出願審査請求手数料の減免の適用件数の制限を受ける者(→07.50)が件数の限度を超えた審査請求料減免申請書を提出したとき。

(49) 複数意匠一括出願手続が終了(意施規2条の2第11項)した後に、複数意匠一括出願手続の番号が記載された手続書面を提出したとき。

(50) 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受ける前に、出願放棄書~~また~~又は出願取下書を提出したとき。(経済安全保障推進法72条1項)

(51) 1. 出願手続の却下の(2)、(3)及び(6)は、願書以外の出願書類に準用する。ただし、1.(3)について、以下の場合には適用しない。

ア. 在外者である国際特許出願人が国内処理基準時までに手続をする場合(特184条の11第1項<sup>\*27</sup>)

- イ. 特許管理人を有する在外者が日本に滞在している場合（特施令1条1号）
- ウ. 先願参照出願をした者が、先の特許出願の認証謄本等を提出する場合（特施令1条2号、特施規4条の4）
- エ. 明細書又は図面の欠落を補完するための手続において優先権主張基礎出願の写しを提出する場合（特施令1条2号、特施規4条の4）
- オ. 特許出願（分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く。）と同時に提出することができる書面を出願と同時に提出する場合（願書に必要事項を記載してその提出を省略する場合を含む。）
- カ. 特許出願における手続において却下の処分を行おうとする際に特許管理人選任の届出がされている場合

（改訂令和7・1-8・4）

---

\*<sup>1</sup> 特18条の2第1項、第2項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）、特例法41条2項、現金手続省令8条において準用

\*<sup>2</sup> 特施規2条1項：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

\*<sup>3</sup> 特8条1項、14条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）、特例法41条2項、国際出願法19条1項において準用

\*<sup>4</sup> 特施令1条1号：実施令4条1項、意施令2条1項、商施令7-8条1項において準用

\*<sup>5</sup> 特44条1項（実11条1項において準用）、特46条1項、2項、特46条の2第1項、実10条1項、2項、意10条の2第1項、13条1項、2項、17条の3第1項（商17条の2第1項（商68条2項において準用）において準用）、商10条1項、11条1項、2項、3項、12条1項、65条1項、68条1項、平成10年改正前意10条の2第1項、11条1項、12条1項、2項、13条1項、2項、17条の3第1項

\*<sup>6</sup> 特44条1項（実11条1項において準用）、特44条5項、6項、46条1項から3項まで、46条の2第1項、3項、67条2項、67条の2第3項、67条の5第3項（改正前67条の2第3項<sup>注1</sup>）、67条の6第2項（改正前67条の2の2第2項<sup>注1</sup>）、実10条1項、2項、6項、7項、意10条の2第1項、13条1項から3項まで、17条の3第1項（商17条の2第1項（商68条2項において準用）において準用）、意17条の4第1項（商17条の2第2項（商68条2項において準用）において準用）、商10条1項、11条4項、12条2項、65条2項、65条の3第2項、3項、平成10年改正前意10条の2第1項、11条1項、12条3項、13条1項から3項まで、17条の3第1項、特施令3条

\*<sup>7</sup> 特44条7項：実11条1項において準用

<sup>注1</sup> 令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）附則第2条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。

注<sup>2</sup> 特許法第67条の6第1項〔改正前特許法第67条の2の2第1項<sup>注<sup>1</sup></sup>〕の規定による書面の場合は、特許権者とする。

\*<sup>8</sup> 特18条1項（意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）、特例法41条2項、現金手続省令8条において準用）、実2条の3

\*<sup>9</sup> 特18条2項、184条の5第3項（実48条の5第3項において準用）

\*<sup>10</sup> 特5条：実2条の5第1項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項（商附則23条において準用）において準用

\*<sup>11</sup> 特4条：実14条の2第5項、39条の2第4項、45条2項、54条の2第5項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項（商附則23条において準用）において準用

\*<sup>12</sup> 意17条の4：商17条の2第2項において準用

\*<sup>13</sup> 特30条3項、4項：実11条1項において準用

\*<sup>14</sup> 特43条1項、2項、7項、8項：特43条の2第2項（特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項において準用）において準用）、特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項において準用）、実11条1項、意15条1項、60条の10第2項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用

\*<sup>15</sup> 特111条2項、3項：意45条において準用

\*<sup>16</sup> 特195条11項、12項、13項：国際出願法18条3項、国際出願法施規82条2項において準用

\*<sup>17</sup> 特施規38条の6の2第4項、38条の6の3：実施規23条4項において準用

\*<sup>18</sup> 特施規38条の14第1項：実施規23条7項において準用

注<sup>3</sup> 手続をすることができるようになった日から2月以内で所定の期間の経過後1年（商標に関しては6月）以内（特36条の2第6項、48条の3第5項、112条の2第1項、184条の4第4項、実33条の2第1項、48条の4第4項、意44条の2第1項、商21条第1項、65条の3第3項、商附則3条3項（商附則23条において準用））。

\*<sup>19</sup> 特施規27条の4の2第4項：特施規27条の4の2第9項、実施規23条第2項において準用

\*<sup>20</sup> 特施規38条の2第3項：実施規23条3項において準用

\*<sup>21</sup> 特施規38条の14第3項：特施規38条の14第8項、実施規23条7項において準用

\*<sup>22</sup> 特43条の2第1項：特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用

\*<sup>23</sup> 特48条の3第5項：同条7項において準用

\*<sup>24</sup> 特184条の11第6項：実48条の15第2項において準用

\*<sup>25</sup> 商41条の3第1項：商41条の3第3項において準用

\*<sup>26</sup> 商附則3条3項：商附則23条において準用

\*<sup>27</sup> 特184条の11第1項：実48条の15第2項において準用

16.08

## 商標権存続期間更新登録申請書の却下等の取扱い（商）

1. 次に該当する場合には、更新登録申請書を却下するものとする（手続書類に添付した書面全体から特定することができるときを除く。）。
  - (1) 提出の趣旨の不明な申請書で手続をしたとき。
  - (2) 更新登録申請書に商標登録番号の記載がないとき。
  - (3) 在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して申請をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで手続をしたとき（商標管理人を有する在外者が日本国に滞在している場合にするときを除く。）。
  - (4) 更新登録申請のできる期間（商20条2項、3項、商施規10条2項）外に申請をしたとき（商標法第21条第1項の規定が適用される場合を除く。）。
  - (5) 更新登録申請書に記載された申請人と商標権者が一致しないとき（明らかに誤記と認められる場合を除く。）。
  - (6) 重ねて更新登録申請を行ったとき。
  - (7) 商標権者が共有の場合で権利者全員で手続をしていないとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、申請書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。
- (8) 更新登録申請を商標登録料納付書により請求したとき。

2. 次に該当する場合には、補充を命ずる。

(1) 商標登録番号以外の番号を表示した更新登録申請書で手続をしたとき。

~~(2) 更新登録申請を商標登録料納付書により請求したとき。~~

~~(3-2) 更新登録申請書の一括納付又は分割納付の別による登録料と納付額が一致しないとき。~~

~~(4-3) 予納を利用する場合において、次に該当するとき。~~

ア. 予納台帳番号が記載されていないとき。

イ. 更新登録申請人（代理人があるときはその代理人）が申請書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。

~~(5-4) 口座振替により納付する場合において、次に該当するとき。~~

ア. 更新登録申請人（代理人があるときはその代理人）が、申請書に記載した振替番号を付与された者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。

イ. 書面による申請書において、口座振替による納付の申出をしたとき。

~~(6-5) 書面による申請書において、指定立替納付者による納付の申出をしたとき（当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより~~

行う場合を除く。)。

(~~7-6~~) 電子現金納付を利用する場合において、次に該当するとき。

ア. 納付番号が記載されていないとき。

イ. 納付番号が、更新登録申請人（代理人があるときはその代理人）が取得した納付番号でないとき。

(~~8-7~~) 商標登録番号が登録原簿に存在しないとき。

(~~9-8~~) 更新登録申請書に記載した更新登録申請人を誤記したとき。

(~~10-9~~) 納付すべき更新登録料として

ア. 特許印紙が全く貼られていないとき又は不足するとき。

イ. 現金納付の場合において、納付済証（特許序提出用）の提出がないとき又は当該納付書番号による納付の事実がない若しくは使用（返還）済み若しくは納付金額が不足するとき。

ウ. 電子現金納付の場合において、取得した納付番号による納付がないとき又は納付金額が不足するとき。

エ. 予納を利用する場合であって予納台帳の残高が不足するとき。

オ. 口座振替により納付する場合において、預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、登録料の振替ができないとき又は納付金額が不足するとき。

カ. 指定立替納付者により納付する場合において、クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、更新登録料の納付がないとき。

(~~11-10~~) 更新登録の申請において商品及び役務の区分単位でなく指定商品（指定役務）を減縮したとき。

ただし、上記補充の指令に対し、指定された期間内に応答をしないときは、商標法第77条第2項において準用する特許法第18条第1項の規定により却下する。

（改訂令和~~4-4-8~~・4）

28.02

## パリ条約による優先権等の主張の取下げ・放棄の取扱い

特許法第43条第1項<sup>\*1</sup>、第43条の2第1項<sup>\*2</sup>、第43条の3第1項<sup>\*3</sup>若しくは第2項<sup>\*4</sup>、商標法第9条の2<sup>\*5</sup>又は第9条の3<sup>\*5</sup>の規定による優先権の主張（以下「パリ条約による優先権等の主張」という。）の取下げ又は放棄については、認めないこととする。

### （説明）

1. 「パリ条約による優先権等の主張の取下げ又は放棄について、特許法には、その手続の要件・効果等に関する規定は設けられていない（国際出願において申し立てた主張については、特許協力条約に基づく規則90の2.3に優先権の主張の取下げに関する規定が設けられている。）。
2. 裁判所においては、特許法第43条第1項<sup>\*1</sup>の規定による優先権の主張について、次のように解釈されている。

「出願と同時に、優先権を主張する特許法第43条第1項所定の書面が特許庁長官に提出されることにより、特許庁の何らの応答行為を要せず、直ちに、第二国出願日が、先後願関係及び新規性等の判断の場合には、第一国出願の日になされたと同様の取扱いを受けるという効果を生ずる。そして、優先権主張は、同条第4項によってその効力を失わない限り、この効果の発生によって目的を達し、爾後は第二国出願手続に吸収され、その一部となる。」（昭和48年9月27日東京高裁判決昭和45年（行コ）第81号）

この解釈に従い、優先権主張の取下げを認めるためには、「吸収され、一部」となっているものを分離し、独立に扱う旨の規定（取り下げることができる旨の規定）を必要とする（「国際出願と国内優先権」後藤晴男著）と考える。

3. 出願の審査に際しては、先後願関係及び新規性等の判断の基準日を確定させておくことが不可欠であり、優先権の主張の取下げを認めるとすれば、時期的制限を必要とする。さらに、その取下げは、優先権の主張の効力を失わせる不利益行為となることから、代理について特別授権事項に関する規定を必要とすると考えられるが、その規定がない以上、特許法上、パリ条約による優先権等の主張の取下げ・放棄を認めていないと解される。
4. なお、特許法第17条の4又は実用新案法第2条の2第1項の規定による特許法第43条第1項（第43条の2第2項（第43条の3第3項において準用する場合を含む。）及び第43条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面（以下「優先権主張書」という。）の補正において、方式上不備のない優先権主張の全部又は一部を削除することは、優先権主張書の不備若しくは誤記の訂正又は記載事項の補充のいずれにも該当しないから、認めない。（→28.12）

(改訂令和3・4・8・4)

\*<sup>1</sup> 特43条1項：特43条の2第2項（特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項において準用）、実11条1項、意15条1項において準用）、特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用）、実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用

\*<sup>2</sup> 特43条の2第1項：特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項において準用）、実11条1項、意15条1項において準用

\*<sup>3</sup> 特43条の3第1項：実11条1項、意15条1項において準用

\*<sup>4</sup> 特43条の3第2項：実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用

\*<sup>5</sup> 商9条の2、商9条の3：商68条1項において準用

28.21

## 優先権証明書類等発行事務の遅延による 提出期間徒過に関する取扱い

特許法第43条第2項<sup>\*1</sup>の規定により提出すべき優先権証明書類等の提出期間の徒過が、優先権証明書類等を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延によるものであって、特許法条約第13条(3)及び特許法条約に基づく規則第14規則(6)(7)に規定する要件に準じた以下の要件を満たした場合には、出願人の責めに帰することのできない理由により期間内に手続ができなかったものとし、期間徒過後の提出を認める(特43条8項<sup>\*1</sup>、特施規27条の3の3第6項1号<sup>\*2</sup>、商施規7条の2第3項1号)。

ただし、個別具体的な事例において形式的には当該要件を満たさない場合であっても、総合的に勘案して判断を行う。

### (要件)

1. 特許法第43条第2項<sup>\*1</sup>に規定する優先権証明書類等提出期間満了の2月前までに、先の出願がされた官庁へ優先権証明書類等発行の請求をすること。
2. 特許法第43条第7項<sup>\*1</sup>の規定により優先権証明書類等を提出することができる期間(特施規27条の3の3第5項<sup>\*2</sup>、商施規7条の2第1項)内に、上申書に、優先権証明書類等発行の請求を行った官庁及びその申請日を記載し特許庁長官へ提出すること。併せて、1.の事実(先の出願がされた官庁に対し優先権証明書類等提出期間満了の2月前まで優先権証明書類等発行の請求をしたこと)を裏付ける証拠書類又は(宣言書を含む。)を特許庁長官へ提出すること。
3. 先の出願がされた官庁より優先権証明書類等を入手してから1月(在外者にあっては2月)以内に特許庁長官へ提出すること。その際、優先権証明書提出書の【その他】欄に、「特許法第43条第8項<sup>\*1</sup>の規定による優先権証明書類等の提出」である旨を記載すること。

(改訂令和6・18・4)

<sup>\*1</sup> 特43条2項、7項、8項：特43条の2第2項(特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用)、特43条の3第3項(実11条1項、意15条1項、商13条1項(商68条1項において準用)において準用)、実11条1項、意15条1項、60条の10第2項、商13条1項(商68条1項において準用)において準用

<sup>\*2</sup> 特施規27条の3の3第5項、6項1号：実施規23条2項、意施規2条の2第12項、19条3項において準用

45.23

数次の譲渡がなされた場合において、最終の承継人又は譲渡人が提出した出願人名義変更届の取扱い

出願後に、特許（登録）を受ける権利又は商標登録出願により生じた権利に関し、特許庁長官に届け出ていない数次の譲渡（譲渡された権利をさらに譲渡するような連續した権利の譲渡）がなされた場合において、最終の承継人又は譲渡人が提出した出願人名義変更届は、各次の承継の全てについて「権利の承継を証明する書面」を添付したときが添付され、かつ数次の譲渡の過程において個々の権利の全てが譲渡されたことが明白に確認できる場合に限り受理する。

ただし、本取扱いしたがって、次の適用は、数次（1）～（3）に挙げるよう  
に、各次の譲渡の過程において個々の権利の全てが譲渡されたことが当事者において  
明白に確認できるでないと認められる場合に限るため、は、本取扱いの適用除外とする。

（1）譲渡人に持分が残る譲渡が含まれる場合、又は

（2）各次の譲渡に係る持分に変動がある場合

（3）一の譲渡人からの複数の譲渡若しく又は一の承継人への複数の承継が含まれる場合

ただし、上記（3）に関して、次の（4）、（5）に掲げる場合は、各次の譲渡の過程において、個々の権利の全てが包括的に譲渡されているものとして取り扱い、本取扱いの適用対象とする。

（4）一の譲渡人の特許を受ける権利等の全てが複数の承継人に承継譲渡されたことの証明がにつき、一の譲渡証書（で証明されている場合）又は複数の譲渡証書であっても、当該権利について同日付にて譲渡が行われていることが確認できるものによりされている場合を除く。）のように各次の譲渡に係る持分に変動がある場合は、適用除外とする。証明されている場合

（5）複数の譲渡人が共有する特許を受ける権利等の全てが一の承継人に承継されたことにつき、一の譲渡証書で証明されている場合又は複数の譲渡証書であっても、当該権利について同日付にて譲渡が行われていることが証明されている場合

（説明）

出願後における特許（登録）を受ける権利又は商標登録出願により生じた権利の承継については、特許庁長官への届出をもって、その効力発生要件とされていることから（特許法第34条第4項<sup>※1</sup>）が、一の原因により発生した承継については一の出願人名義変更届で効力を発生させることが原則である（特施規1条2項）。

しかし、出願人（A）→譲受人（B）→譲受人（C）のように、譲受人（B）への特定承継の届出がされる前に更に譲受人（C）への特定承継があった場合は、既に特許を受ける権利を有しない者（B）からの届出を求めるることは、最終の承継人（C）に過度の負担を強いる恐れがある。そのため、標記の届出により数次の譲渡について、包括的に届出がなされ包括的に権利の承継の効力が生ずるものと解し、本文のとおり取り扱う。

ただし、本取扱いについては、上述のとおり、特許庁長官への届出をもってその効力発生要件とする特許法第34条第4項<sup>※1</sup>の例外的な取扱いであることから、数次の譲渡がされる過程において個々の権利の全てが譲渡されたことが当事者客観的において明白に確認できる場合に限定する。

なお、相続その他の一般承継については、本取扱いの適用除外とする。一般承継については、その届出を怠っていたとしても、相続等の事実の発生によって権利の承継の効力が生じており、数次にわたる権利の承継があった場合であっても、最新の承継人がその届出を行うことになる。したがって、数次にわたる権利の承継があった場合の相続その他の一般承継については、特許法第34条第4項<sup>※1</sup>の例外的な取扱いである本取扱いには当てはまらない。

出願人（A）→譲受人（B）→一般承継人（B'）のように譲受人（B）への特定承継の届出がされる前に相続その他の一般承継があった場合は、最新の承継人（B'）が包括的に届出をするときであっても、届出書の書類名は「出願人名義変更届」とし、規定の手数料を納付して行うこととする。

（改訂令和4・4・8・4）

---

<sup>※1</sup> 特34条4項：実11条2項、意15条2項、商13条2項において準用

64.30

## 通常使用権の登録後に専用使用権が設定された後、通常使用権者が商標権を取得したことにより商標権者と通常使用権者が同一人となった場合の取扱い

通常使用権の登録後に専用使用権が設定された後、通常使用権者が商標権を取得したことにより商標権者と通常使用権者が同一人となった場合（使用権の範囲が重複している場合に限る。）には、通常使用権は消滅しないと解し、消滅の職権登録の対象にはならない。

### （説明）

通常使用権を登録した商標権に対して専用使用権が設定された場合、商標法第31条第4項の規定に基づき通常使用権は消滅しない。また、通常使用権者が商標権者と同一人となった場合、商標登録令第7条第3号の「混同」に該当するため、職権により通常使用権の消滅の登録をする。

同号の「混同」については、相対立する二つの法律上の地位ないし資格が同一人に帰することと解される。また、混同により権利が消滅する趣旨は、通常、二つの地位は両立させる価値がないとされるからであり、二つの地位を両立させる価値がある場合には、混同による権利の消滅を生じさせるべきではないと考えられる<sup>注1</sup>。

したがって、通常使用権の登録後に専用使用権が設定され、通常使用権者が商標権を取得したため、商標権者と通常使用権者が同一人となるような事例においては、混同により通常使用権を抹消すると、商標権を取得する前の状態と比較して不利益になることから、通常使用権者の権利を消滅させるべきではない。

よって本文のとおり取り扱う。

なお、相対立する二つの地位ないし資格が同一人に帰するような事例において、消滅の登録を行わない事例は、本文の場合に限られるものではなく、個々の事案に応じて判断を行う。

（新規令和8・4）

<sup>注1</sup>「特定の土地につき所有権と賃借権とが同一人に帰属するに至った場合であつても、その賃借権が対抗要件を具備したものであり、かつ、その対抗要件を具備した後に右土地に抵当権が設定されていたときは、民法一七九条一項但書の準用により、賃借権は消滅しないものと解すべきである」（最判昭和46年10月14日民集25巻7号933頁（建物収去土地明渡請求））。

1 1 4 . 0 2

## 包括委任状の援用の制限

包括委任状の援用の制限（特例施規7条<sup>※+</sup>）は、次に掲げる方法により行うことができる。  
1. 包括委任状の提出に際して、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を具体的に記載する方法により行うことができる。

例えば包括委任状に「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」と記載したときは、この記載の条件に該当する手続については、包括委任状を援用することができない（特例施規様式第6備考8）。

2. 包括委任状を提出した者が、包括委任状の援用を行うことができない代理人を事件ごとに届け出る場合は「包括委任状援用制限届」（特施規様式第1-2の2、特例施規様式第7、第2-8、特登施規様式第1-8）を提出する。なお、包括委任状援用制限の届出は、併合の手続により行うことができる（→1-2-2-0-1）。

上記届出をした後は、当該届出に係る事件に係る手続については、包括委任状の援用をすることができない。

（新規平成29・4改訂令和8・4）

<sup>※+</sup>特例施規7条：特施規9条の3第2項（実施規2-3条1項、意施規1-9条1項、商施規2-2条1項において準用）、特登施規1-3条の6第2項（実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規1-7条3項において準用）において準用

## 1.2.1.1.3

### 願書又は中間書類の出願人、代理人等の特定（認定）に関する取扱い

1. 既に申請人として識別番号が付与されており、願書又は中間書類（以下「願書等」という。）に識別番号が記載されている場合

（1）願書等に記載されている「住所又は居所」又は「氏名又は名称」に明らかな誤記軽微な差異がある場合については、識別番号に係る「住所又は居所」及び「氏名又は名称」をもって出願人、代理人等（以下「出願人等」という。）を特定（認定）する。

（2）願書等に記載されている「住所又は居所」が識別番号に係るものと相違する場合であって、「氏名又は名称」が一致するときは、識別番号に係る「住所又は居所」を願書等における「住所又は居所」として特定（認定）する。

（3-2）願書等の識別番号をに誤記したがある場合は、願書等に記載されている「住所又は居所」及び「氏名又は名称」から職権により調査し、出願人等の識別番号が特定（認定）できるときは、その識別番号に係る出願人等として特定（認定）する。願書等に記載された誤記のある識別番号については、特定（認定）した識別番号を願書等における識別番号とする職権訂正を行う。

2. 既に申請人として識別番号が付与されているものの、願書等に識別番号が記載されていない場合

願書等に識別番号が記載されていない場合は、願書等に記載されている「住所又は居所」及び「氏名又は名称」から職権により調査し、出願人等の識別番号が特定（認定）できるときは、その識別番号に係る出願人等として特定（認定）した識別番号で処理を行うものとする。

なお、出願人等を特定（認定）する際に、願書等の「住所又は居所」及び「氏名又は名称」と識別番号に係るもののが不一致の場合であって、願書等の誤記がごく軽微なものである場合は、識別番号に係る「住所又は居所」及び「氏名又は名称」のものとして特定（認定）する。

3. 申請人として識別番号が付与されていない場合

申請人として識別番号が付与されていない出願人等の場合は、職権により識別番号を付与する（特例施規3条3項）。

この場合に、「住所又は居所」又は「氏名又は名称」に明らかな誤記（誤記であること及び訂正後の内容の両方が明白なものをいう。以下同じ。）があるときは、職権により訂正する。

明らかな誤記として職権訂正するものの具体例としては、以下のようなものがある。

「住所又は居所」の誤記	行政区画便覧等を調査し特定できる場合
「氏名又は名称」の誤記	「株式会社」、「(株)」等明らかな誤記の場合

なお、当該書類の記載事項全体から判断し、出願人等が特定（認定）できない場合については、「住所又は居所」等の表示を正確なものにすべき旨の補正を命ずる。

#### 4. 出願人等を特定（認定）した旨の通知、職権訂正通知

~~出願人等の特定（認定）を行った場合は、明らかな誤記の場合を除き、その旨を通知書により出願人等に通知する。また、識別番号を職権により訂正した場合も同様とする。~~

##### (1) 出願人等を特定（認定）した旨の通知

~~出願人等の特定（認定）を行った場合は、その旨を通知書により出願人等に通知する。~~

~~ただし、願書等に記載された「住所又は居所」及び「氏名又は名称」と、特定（認定）した識別番号に係るものが一致する場合又はごく軽微な差異であると認められる場合は、同通知は送付しない。~~

##### (2) 職権訂正通知

~~願書等の記載事項の明らかな誤記を職権により訂正した場合は、原則、その旨を通知書により出願人等に通知する。~~

(改訂令和元・7-8・4)

通知書

令和 年 月 日

特許庁長官

特許出願人代理人 殿

特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

この出願について、令和 年 月 日付け提出の  
に記載された手続者（その者の代理人を含む。）の「住所又は居所」又は  
「氏名又は名称」が届出のものと相違しますが、下記の者による手続と特定  
（認定）して取り扱います。

なお、住所（居所）又は氏名（名称）を変更したのであれば、その旨を届  
け出なければなりません。

（この特定に誤りがある場合は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。）

記

〈認定情報〉

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

この通知等の担当者は審査業務課方式審査室の〇〇〇〇です。  
不明な点は次の電話番号へお問い合わせください。

(電)03-3581-1101(内)〇〇〇〇

122.01

## 併合の手続に関する取扱い

1. 2以上の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願（特例法施行規則別表第1の第2欄に掲げるものを除く。）並びに特許権、実用新案権、意匠権及び商標権に係る次の手続については、出願等の法域が同一であり、手続をする者及びその者の代理人が同一である場合に限り、一の書面での提出により行うことができるものとする。

（1）包括委任状の援用制限の届出

2. 前記1.により併合の手続がされた場合は、事件の表示に記載された全ての事件について、それぞれ手続がなされたものとみなして取り扱う。

3. 次の表の第2欄に掲げる手続を行う場合は、同表の第3欄に掲げる書類を同表の第4欄に掲げる書式により作成する。

	手 続	書 類 名	書 式
+	包括委任状援用制限の届出 (併合手続)	包括委任状援用制限届	書式 第2-8

4. 前記3.は、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願に関する手続に準用する。

（改訂令和7・1）

## 電子情報処理組織による特定手続

### 1. 電子情報処理組織による特定手続

手続をする者は、経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続であって、特例法施行規則で定めるもの（特定手続）については、同規則で定める方法により電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法3条1項、特例施規10条）。

### 2. 電子情報処理組織による特定手続の到達時点

電子情報処理組織を使用して行われた特定手続については、特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時点をもって特許庁に到達したものとみなされる（特例法3条2項）。

#### （説明）

電子情報処理組織による手続の場合、送信された情報が全て特許庁の電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでにある程度の時間（通信に要する時間は、手続の日時の認定上問題とならないような極めて短い時間である。）を要するので、到達時点について疑義が生じることのないように法律上明確にされている。

### 3. 電子情報処理組織による特定手続の法令適用上のみなし

電子情報処理組織を使用して行われた特定手続については、原則として手続は書面の提出により行うものとして規定している特許等関係法令を適用する場合に、当該特定手続は書面の提出により行われたものとみなされる（特例法3条3項）。

### 4. 同時の特例

（1）特許等関係法令の規定により同時にしなければならないとされている二の手続で電子情報処理組織を使用して行うときは、当該二の手続については連続して入力する（特例施規14条1項）。

（2）特許等関係法令の規定により同時にしなければならないとされている二の手続のうち一の手続は電子情報処理組織を使用して行い、他の手続は書面の提出により行うときは、当該二の手続を同日に行う（特例施規14条2項）。

#### （説明）

特例法施行規則第14条第1項の規定は、同時にしなければならない二の特定手続（例えば、特許出願の拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判請求と同時の明細書等の補正）を電子情報処理組織を使用して行う場合、当該二の特定手続のうち一の手続の特許庁への到達から他の手続の到達までにある程度の時間を要することから、特許等関係法令における同時に手続を行うことができないため、また、同条第2項の規定は、同時にしなけ

ればならない二の手続が特定手続と電子情報処理組織を使用することができない手続の場合であって、特定手続を電子情報処理組織を使用して行うときは、他の一の手続は特許等関係法令における同時に手続を行うことができないため、それらの場合における「同時に」手続を行う方法を法令上明確にしたものである。

(新規令和8・4)

130.02

## 電子情報処理組織による特定通知等

### 1. 電子情報処理組織による特定通知等

経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官は、特許等関係法令の規定による通知又は命令であって経済産業省令で定めるもの（特定通知等）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、特定通知等の相手方が電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の経済産業省令で定める方式による届出をしている場合に限る。（特例法5条1項、特例施規23条の4）。

（説明）

電子情報処理組織を使用して行う特定通知等は、相手方が電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の届出（特例施規23条の6、様式第32の5）をしている場合に限り行うことができる。ただし、手続について委任を受けた代理人（代理を業として行う者に限る。）に対する特定通知等は、当該届出をしていない場合であっても電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法5条の2）。

### 2. 電子情報処理組織による特定通知等の到達時点

電子情報処理組織を使用して行われた特定通知等は、次に掲げる時点のいずれか早い時に、当該特定通知等の相手方に到達したものとみなされる（特例法5条3項）。

（1）特定通知等の相手方が、当該特定通知等についてその使用に係る電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）に備えられたファイルへの記録をした時

（2）特許庁が、（1）の記録をすることができる措置をとった日から10日を経過した時

（説明）

電子情報処理組織を使用して行われた特定通知等は、特定通知等の相手方の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に到達したものとみなされるが、相手方がその使用に係る電子計算機を使用して特定通知等を受信せず、特定通知等の到達がなされない状態が継続する場合であっても、特許庁が所要の措置をとった日から一定期間を経過した時に、当該特定通知等の到達の効力が発生する旨規定されている（経過到達）。電子情報処理組織を使用して行う特定通知等については、上記のうち、いずれか早い時に相手方に到達したものとみなされる。

上記（2）の場合において、10日の計算は、特許庁が（1）の記録をすることができる措置をとった日の翌日から計算し、当該措置をとった日は含めない（特例法41条1項において準用する特3条1項1号）。

### 3. 経過到達までの期間の不算入

特定通知等の相手方（以下、「出願人等」という。）がその責めに帰することができない事由によって特例法第5条第3項第1号の記録をすることができない期間は、上記2.(2)の10日の期間に算入しない（特例法5条4項）。

#### （説明）

特許法上において送達は、期間の初日を決定するための事象の1つとして意義付けられており、特定通知等の到達日も、特許等関係法令上の手続における期間の初日となり得る。出願人等がその責めに帰することができない事由によって特例法第5条第3項第1号の記録をすることができない期間は、同項第2号の10日の期間に算入しないこととなるが、特例法第5条第4項において規定する「その責めに帰することができない事由」は、原則、開庁日におけるシステム閉塞により出願人等が特定通知等を受け取ることができない期間や天災、特許庁のシステム障害等の事情に起因して開庁日に特定通知等を受け取ることができない期間等が該当する。

なお、特許庁が、上記2.(1)の記録をすることができる措置をとった日は、初日不算入の原則により、上記2.(2)の10日の期間に算入しない（特例法41条1項において準用する特3条1項1号）。

### 4. 特例法第5条第4項の「その責めに帰することができない事由」（以下「不責事由」という。）の申出

上記2.(2)に定める期間の経過により、特定通知等が到達したとみなされた場合には、出願人等は、特許庁が2.(1)の記録をすることができる措置をとった日から10日間の開庁日の間（経過到達した日を含む。）に不責事由が発生していたことにより、特定通知等を受け取ることができなかつた事実を申し出ることができる。ただし、当該申出は、不責事由がなくなった日から遅滞なく申出をしなければならない。

#### （説明）

特許庁が2.(1)の記録をすることができる措置をとった日から10日間の開庁日の間（経過到達した日を含む。）とは、経過到達した日及びその前の9日間の開庁日をいい、当該期間内に不責事由が発生していたことにより、特例法第5条第3項第1号の記録をすることができなかつた事実を申し出ることで、経過到達した日の変更を求めることができる。

#### （1）申出の方法

申出は、原則、手続書類に設けた【その他】欄において、特許庁が2.(1)の記録をすることができる措置をとった日から10日間の開庁日の間（経過到達した日を含む。）に特定通知等を受け取ることができない期間があつたことが不責事由によるものであることを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類を提出しなければならない。ただし、その記載した事実を裏付ける証拠書類は、特許庁長官又は審判長がその添付の必要がないと認めるときは、添付を要さない。

#### （2）申出の認否の判断

申出の内容が、不責事由に該当するか否かの判断は、記載された事実に基づき、特許庁長官又は審判長により行われる。

記載された事実に基づき、不責事由があったと判断した場合には、経過到達した日を変更し、申出をした者に対し、申出が認められた旨の通知書を送付する。

また、記載された事実に基づき、不責事由があったとは認められないと判断した場合には、申出をした者に対し、申出を認めないと判断した理由を記載した却下理由通知書等を送付し、弁明する機会を与える。特許庁長官又は審判長は、当該弁明を踏まえて申出の認否を判断し、不責事由に該当しないと判断した場合には、出願又は手続却下処分等を送達する。

(新規令和8・4)

書式第2-8

【書類名】包括委任状援用制限届  
(【提出日】令和 年 月 日)

【あて先】特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【届出の内容】

【援用を制限した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

〔備考〕

1 特許出願人が届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、

特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、

2 特許出願人及び特許権者が届出をするときは、「【手続をした者】」の欄を【手続をした者及び特許権者】とし、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【届出に係る事件の表示】及び【届出に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

【届出に係る事件の表示】

特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、

特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、

【届出に係る特許番号】

特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号、特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号、

特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号、特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号、  
3 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第  
7の備考と同様とする。

(改訂令和2・1-2)

書式第38

【書類名】 意匠登録料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【併合件数】

【意匠権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【登録料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【併合納付の明細】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

〔備考〕

- 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を納付するときは、「(【登録料の表示】)」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載（現金納付に係る納付済証については記載不要）し、別紙として添付する。特例法施行規則第40条第1項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「(【登録料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」には予納台帳の番号を、「(【納付金額】)」には登録料の合計額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。意匠法第42条第5項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第1項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【登録料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、

「（【納付金額】）」には、納付すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。

3 その他は、意匠法施行規則様式第18の備考1から4まで、6、7、10から12まで、19及び21並びに様式第19の備考1から3までと同様とする。この場合において、様式第18の備考12-1中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と読み替えるものとする。

（改訂令和6-1-8-4）

書式第39

【書類名】 特許料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【併合件数】

【特許権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【特許料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【併合納付の明細】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

〔備考〕

- 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。
- 特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報により特許料を納付したときは、「【特許料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 昭和62年12月31日以前にした特許出願に係る特許料を納付するときは、「【請求項の数】」の欄を「【発明の数】」とし、発明の数を記録する。
- その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考45、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場

合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と読み替えるものとする。

(改訂令和6・1-8・4)

書式第40

【書類名】 実用新案登録料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【併合件数】

【実用新案権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【併合納付の明細】

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

〔備考〕

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。
- 2 特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「【登録料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 3 昭和62年12月31日以前にした実用新案登録出願に係る登録料を納付するときは、「【請求項の数】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考4-5、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場

合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

(改訂令和6・1・8・4)

書式第41

【書類名】 意匠登録料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【併合件数】

【意匠権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【併合納付の明細】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

〔備考〕

- 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「【登録料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考4-5、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。